

4月1日から

市民が主役の「まちづくり基本条例」が施行されました

清

まちづくり基本条例って、何？

- 市民が、まちのことをみんなで考え、まちづくり活動や市政にもっと積極的に参加していただけるようにこの条例を制定しました。
- この条例は、「市民が主役のまちづくり」を進めるためのみんなのルールです。まちづくりの基本となる考え方や、市民・行政の役割などが書かれています。
- この条例のポイントである市民と行政の「情報の共有」「協働」をもとに、市役所の仕事も変えていきます。
- この条例で、市民にまちづくりに必要な情報をもっと積極的に提供し、市民が、市政への提案や話し合いができる参加の場を広げていきます。市は、身近なまちづくりの活動を応援し、みなさんの意見を活かします。
- 6か町村が合併し5年が経った今でこそ、顔の見えるまちづくりが大切。この条例による「まちづくり」を進めて、市民が住んでよかったといえる魚沼市をめざします。



基本条例制定に至るまで

- 平成13年9月に108人による合併ビジョン策定検討委員会がスタートしました。その中で合併後の様々な施策のアイデアが出されました。各々の施策を横断的に運営するシステムが必要との意見を受け、合併建設計画に「まちづくり基本条例」の制定が明記されました。以降、平成18年に制定された魚沼市総合計画に反映されました。

<参考：総合計画抜粋>

●目標とする将来像「人と四季がかがやく雪のくに」

・運営のシステム 「パートナーシップで創る参画と自立のまちづくり」

～まちづくりの想いを仕組みづくりに託して～

施策2：市民と行政の協力体制の確立

- ▼市民主体のまちづくりを実現するため、「まちづくり基本条例」を制定するとともに、市民の自主的なまちづくり活動を行う「まちづくり委員会」の設置を支援し、市民参画によるまちづくりを推進します。▲

- 平成20年2月には、上記運営のシステムの一環として、全市民が参加できる「まちづくり委員会」が設置され、市とパートナーシップ協定が結ばれました。
- 平成21年6月から「まちづくり基本条例検討委員会」設置され、11名の委員が一生懸命検討を重ねました。委員会での様々な議論や市民の皆さまの意見を経て、次ページにお示しする「まちづくり基本条例」が昨年の12月議会で可決され、本年4月1日から施行されました。



魚沼市まちづくり基本条例

(前文)

私たちが愛する魚沼市は、越後三山に連なる山々にいだかれ、清らかな水と緑に育まれた美しいまちです。私たちはこの自然の恵みに感謝し、先人が築いた文化を敬い、ひとりひとりが元気に暮らせるまちを創るため、魚沼市の将来像である「人と四季がかがやく雪のくに」に向かって、「心豊かに学びあうまち」「はたらく喜びにあふれたまち」「ささえあい助けあう楽しいまち」をめざします。

私たちは、市民の視点を生かした魅力あるまちを創るため、この条例に定めるまちづくりの基本原則を最大限尊重することとします。

○解説：前文は、魚沼市総合計画に示す将来像と魚沼市民憲章に掲げている文章を引用し、この条例の精神を表わしています。また、文末にこの条例の位置づけについて、最大限尊重する文言を記し、条例における最上位性を表わしています。

(目的)

第1条 この条例は、市民の参画と協働によるまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、市民主体のまちづくりを推進し、誇りある地域社会の実現を図ることを目的とする。

○解説：この条項は、この条例がまちづくりの基本的な事項の枠組みを定め、市民主体の地域社会の構築を目指すことを表しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤、在学する個人及び法人その他の団体をいう。
- (2) まちづくり委員会 全市民が参加できるまちづくりの推進組織をいう。
- (3) 市 市の執行機関をいう。
- (4) 協働 市民及び市が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、相互に補完し、協力することをいう。
- (5) 参画 政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいう。

○解説：この条項は、この条例が市民によりわかりやすく理解されるように、この条例に定める『まちづくり』に『参画』『協働』する『市民』及び推進組織である『まちづくり委員会』、『市』を定義しています。なお、『まちづくり』の定義については、その意味が、行政による道路、下水道等のハード面の整備やソフト面での仕組みづくりだけでなく、市民の「働く場」や家庭生活での「暮らし」まで含む非常に広い概念であり、その意味も時代とともに変化することから、あえて定義づけはせず、広い意味での『まちづくり』として表しています。

(基本理念)

第3条 「パートナーシップで創る参画と自立のまちづくり」を実現するため、市民起点の施策を推進する。

○解説：この条項では、この条例の基本理念として、まちづくりは市民をパートナーとして実現してゆくという基本的なことを示し、市民を起点（出発点）とした具体的な施策を行うことを表しています。なお、「パートナーシップ・・・」は、仕事仲間等、普通に用いている言葉の意味です。

(協働及び役割)

第4条 市民は、まちづくりに参加する権利を有し、市と協働してまちづくりの推進に努めるものとする。

- 2 この条例の目的を達成するため、全市民が参加できる魚沼市まちづくり委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
 - (1) 委員会は、中立・公正な立場で議論し、市民の意見を十分に反映した提言を行い、市から意見を求められた場合は、多様な意見や市民ニーズを集約し、施策に反映できるよう各種市民団体との意見交換や相互調整などを行うものとする。
 - (2) 市は、委員会の自主性を尊重し、対等な立場で意見交換を行い、委員会からの提言を市政に反映するよう努めるとともに、委員会に対して積極的な協力と支援を行い、施策の推進にあたるものとする。

○解説：この条項は、市民は、まちづくりに積極的に参加し、市と協働してまちづくりを進めることを表わしています。また、市民が『まちづくり』に参加する具体的な枠組みを示しています。その枠組みとして『魚沼市まちづくり委員会』の役割、『市』の役割を規定しています。

（市民参画）

第5条 市は、まちづくりに市民の意見が反映されるよう、市民参画のための必要な措置を講ずるものとする。

○解説：この条項で、市へは、まちづくりへの市民の意見が反映されるしくみや『参画』を促すしくみを整備することを求め、『必要な措置を講ずるものとする』として表わしています。

（まちづくり活動の支援）

第6条 市は、この条例の目的を達成するため、市民主体のまちづくりについて意識の高揚を図るとともに、市民によるまちづくり活動を支援し積極的に関わるものとする。

○解説：この条項で、市は、まちづくり活動の広報活動等を行い、また、まちづくり団体・NPO等における市民のまちづくり活動に対して積極的に支援していく姿勢を表わしています。

（情報の共有及び提供）

第7条 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有することを基本とする。

2 市は、市民に対し、情報公開制度及び個人情報保護制度を踏まえ、まちづくりに関する情報を提供し、説明するものとする。

○解説：この条項は、まちづくりに関する情報の開示がまちづくりを進めるうえできわめて重要であり、市の情報の提供と説明責任の必要性を表わしています。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

○解説：この条項は、この条例における「まちづくり」の実施に関して整備すべき実務的な事項を考慮して設けられています。まちづくり活動の支援・協働等の事業により今後必要となる事項は、適切な時期にその対応を行います。

（条例の改正）

第9条 市は、まちづくりの推進状況に応じて、必要な時期にこの条例の見直しを行うものとする。

○解説：この条項は、この条例で求められる「まちづくり」の意義、必要性が時の推移とともに変質してゆくことを考慮して設けられています。社会の動きや地方分権の進展に加え、例えば、地域コミュニティなどの新たな自治組織を構築した段階で、適切な時期にこの条例の改正を行います。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○解説：市民への周知、市職員の研修を経て施行します。

※「まちづくり」の定義については、広くイメージしていただきたいという願いから定義していません。

イメージの例として、下記2市の条例の定義を参考までにお示します。

柏 崎 市：住みよいまち・豊かな地域社会をつくるための道路、公園、建物などの空間の創造と、その空間において展開される文化、環境、自然などに配慮した市民のための暮らしの創造をいう。

会津坂下町：公共の福祉を増進し、町民の幸福を実現するために行なわれる町政及び全ての公共的な取組み。